

消費者行政の施策体系

〔施策の柱〕

〔施策の方向〕

〔具体的施策〕

I. 安全の確保

1. 商品・サービスの安全性確保

- (1)商品等の安全性の調査（経済労働局消費者行政センター）
- (2)商品に関する各法律に基づく立入検査（経済労働局消費者行政センター）
- (3)商品テストの実施（経済労働局消費者行政センター）
- (4)家庭用品安全対策（健康福祉局生活衛生課、区役所）
- (5)健康リビング対策（健康福祉局生活衛生課、区役所）
- (6)公園の遊具の安全点検（建設緑政局みどりの保全整備課、区役所）

2. 食の安全性確保

- (1)農作物の安全性確保（経済労働局農業技術支援センター）
- (2)食品衛生に関する監視指導・検査、食中毒等の調査、消費者への情報提供（健康福祉局生活衛生課・中央卸売市場食品衛生検査所、区役所）
- (3)学校給食の安全性確保（教育委員会事務局健康給食推進室）
- (4)保育所給食の安全性確保（こども未来局保育・子育て推進部）
- (5)水道水の安全性の確保（上下水道局水管理センター）

3. 監視指導

- (1)環境衛生関係営業施設に対する監視指導（健康福祉局生活衛生課、区役所）
- (2)専用水道及び簡易専用水道に対する監視指導（健康福祉局生活衛生課、区役所）
- (3)小規模水道及び小規模受水槽水道に対する監視指導（健康福祉局生活衛生課、区役所）

4. 商品廃棄に係る汚染防止

- (1)廃家電製品に関する汚染防止（環境局廃棄物政策担当）
- (2)使用済み乾電池に関する汚染防止（環境局廃棄物政策担当）
- (3)蛍光管に関する汚染防止（環境局廃棄物政策担当）

5. 放射性物質等に対する安全性確保

- (1)食品等の検査（健康福祉局生活衛生課・中央卸売市場食品衛生検査所、区役所）
- (2)学校給食用食材の安全性確保（教育委員会事務局健康給食推進室）
- (3)水道水中の放射性物質等検査（上下水道局水管理センター）
- (4)地下水中の有機フッ素化合物調査（環境局環境対策部環境保全課）

II. 表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止

1. 表示・包装の適正化

- (1)表示（単位価格）の基準の推進（経済労働局消費者行政センター）
- (2)包装（消費者包装）の基準の推進（経済労働局消費者行政センター）
- (3)過剰包装の自粛（環境局減量推進課）
- (4)食品表示の適正化の推進（健康福祉局生活衛生課・中央卸売市場食品衛生検査所・健康増進課、区役所）
- (5)包装食品の表示基準の推進（経済労働局消費者行政センター）
- (6)自動販売機の表示基準の推進（経済労働局消費者行政センター）
- (7)アフターサービスの基準の推進（経済労働局消費者行政センター）
- (8)家庭用品の品質表示の立入検査（経済労働局消費者行政センター）

2. 計量の適正化

- (1)特定計量器（はかり・分銅等）の定期検査（経済労働局消費者行政センター）
- (2)特定計量器（はかり・各種メーター類）の立入検査等（経済労働局消費者行政センター）
- (3)商品量目立入検査（経済労働局消費者行政センター）
- (4)商品量目試買検査（経済労働局消費者行政センター）
- (5)計量展示室の公開（経済労働局消費者行政センター）
- (6)適正計量の普及・啓発（経済労働局消費者行政センター）

3. 不適正な取引行為の禁止

- (1)事業者との情報交換及び改善の推進（経済労働局消費者行政センター）
- (2)不適正な取引行為の禁止（経済労働局消費者行政センター）
- (3)広域的な被害拡大防止及び未然防止（経済労働局消費者行政センター）

III. 生活必需物資の確保及び価格の安定

1. 生活必需物資の確保及び価格の安定

- (1)生鮮品等の安定供給の確保（経済労働局中央卸売市場北部市場業務課）
- (2)新たな産地開拓や市場活性化に向けた取組（経済労働局中央卸売市場北部市場業務課）
- (3)市内産農産物の地産地消の推進（経済労働局農業振興課）
- (4)価格動向等の調査（経済労働局消費者行政センター）

2. 災害緊急対策

- (1)生活必需品の提供確保（経済労働局消費者行政センター）
- (2)飲料水の供給（上下水道局水道管理課）
- (3)備蓄物資等の整備（危機管理本部危機対策部）
- (4)防災に関する情報（危機管理本部危機管理部）

IV. 苦情の処理及び被害の救済

1. 消費生活相談機能の充実

- (1)消費生活に関する相談窓口（経済労働局消費者行政センター）
- (2)消費生活相談員への助言等の充実（経済労働局消費者行政センター）
- (3)特別相談の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (4)外国人市民等の被害救済に向けた関係機関との連携（経済労働局消費者行政センター）
- (5)緊急特別相談の実施（経済労働局消費者行政センター）
- (6)危害・危険情報の収集（経済労働局消費者行政センター）
- (7)重大事故等の通知（経済労働局消費者行政センター）
- (8)関係機関との連携（経済労働局消費者行政センター）
- (9)消費生活相談のデジタル化の推進（経済労働局消費者行政センター）
- (10)消費生活相談におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）への対応（経済労働局消費者行政センター）

2. 被害の救済

- (1)苦情処理のあっせん・調停等（経済労働局消費者行政センター）
- (2)消費者訴訟の援助（経済労働局消費者行政センター）
- (3)被害の救済に向けた関係機関との連携（経済労働局消費者行政センター）

